

厚生労働省発食0401第14号
平成28年4月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

水道水源開発等施設整備費の国庫補助について

標記の補助金の交付については、昭和63年5月20日厚生省生衛第877号厚生事務次官通知の別紙「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成28年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内関係水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知につき配慮願いたい。

(別紙)

厚生省生衛第877号

昭和63年 5月20日

最終改正 厚生労働省発生食0401第14号

平成28年4月1日

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱

(通則)

第1 水道水源開発等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2

- (1) 「水道事業」及び「水道用水供給事業」とは、水道法（昭和32年法律第177号）第3条に規定するものをいう。
- (2) 「水道水源開発施設」とは、水道事業又は水道用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。
- (3) 「高度浄水施設等」とは、次に掲げる高度浄水施設、水道原水水質改善施設及び代替水源施設をいう。

ア 高度浄水施設とは、各種化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処し、清浄で異臭味等のない水道水の供給を確保するため、生物処理、オゾン処理、活性炭処理、ストリッピング処理（揮散処

理)等の高度な処理を行う浄水施設、クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設及び紫外線処理施設、水質の安全や安定のために必要な原水調整池及び従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過施設、貯水池における水質改善装置並びにこれらの施設と密接な関連を有する施設、離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等(硬度)が高く日常生活に支障が生じるおそれがある場合にその硬度低減のために必要な施設をいう。

イ 水道原水水質改善施設とは、高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であって、水道原水バイパス管、取排水系統の再編に係る上流取水のための施設、伏流水の取水施設等及びこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。

ウ 代替水源施設とは、クリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な施設をいう。

(4) 「資本単価」とは、水道水源開発施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の資本費を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次の算出式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{減価償却費} + \text{支払利息} + \text{受水分資本費 (注)}}{\text{総有収水量}}$$

総有収水量

(注) 受水分資本費とは、水道用水供給事業から受水する水道事業にあって、当該水道用水供給事業に係る20年間の資本費のうち当該水道事業に対する供給に係るものであり、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{水道用水供給事業の資本費} \times \text{当該水道事業に対する計画給水量}}{\text{水道用水供給事業の計画給水量}}$$

水道用水供給事業の計画給水量

(5) 「PFI事業」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第8条第1項の

規定により選定された選定事業者が、水道事業（給水人口が5,001人以上のものに限る。次号において同じ。）又は水道用水供給事業の用に供する水道水源開発施設又は高度浄水施設等を同法第14条第1項の規定により整備する事業のうち、整備後ただちに地方公共団体（一部事務組合を含む。以下同じ。）に所有権を移転するもの。

② PFI法第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する水道水源開発施設又は高度浄水施設等を同法第14条第1項の規定により整備する事業のうち、整備後自ら維持・管理及び運営し、事業終了後に地方公共団体に所有権を移転するもの。

③ PFI法第16条の規定により選定事業者が公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営するもの。

（交付の対象）

第3 この補助金は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する場合に交付の対象とする。

（1） 地方公共団体が行う水道事業（給水人口が5,001人以上のものに限る。）又は水道用水供給事業の用に供する水道水源開発施設又は高度浄水施設等を整備するものであること。

（2） 前号に規定する施設が水道法第5条に規定する施設基準に適合し、かつ、別表第1の第2欄に掲げる採択基準に該当するときに、同表の第4欄に掲げる施設を整備するための事業（PFI事業として行う整備事業及び地方公共団体がPFI事業で整備された施設を買収する事業を含む。）（以下「補助対象事業」という。）に要する費用であること。

（3） 補助対象者は、地方公共団体又はPFI事業の選定事業者（ただし、第2（5）①及び②に限る。）とする。

（4） 補助対象事業に要する費用（複数年度にわたって継続実施される事業（国庫補助対象となる事業に限る。）にあっては、当該複数年度全体の

事業に要する費用の合計。) が100,000千円 (市町村 (市町村のみを構成団体とする一部事務組合を含む。以下同じ。) 実施事業にあつては10,000千円) 以上のものとする。

(補助対象事業費)

第 4

- 1 この補助金の交付の対象となる事業費 (以下「補助対象事業費」という。) は、別表第 2 に定める算定基準により、それぞれ算定された額 (実支出額がその算定基準により算定された額より少ないときは、実支出額とする。) の合計額とする。ただし、特定多目的ダム法 (昭和32年法律第35号) 第 7 条第 1 項の規定により負担する負担金の額及びこれに準ずる多目的ダムの共同施設の負担金又は分担金並びに貯水池、導水管きょ等の共同施設の持分権の取得に要する費用については、厚生労働大臣が認める費用の負担の方法及び割合の基準により算定された水道負担額とする。P F I 事業として選定事業者が行う整備についても同様とする。
- 2 生物処理、オゾン処理及び活性炭処理 (粉末活性炭処理を除く。) を用いる高度浄水施設の補助対象事業費は、水道法第 5 条に規定する施設基準に準拠して算定される標準的な費用 (実支出額がその費用より少ないときは、実支出額とする。) とする。P F I 事業として選定事業者が行う整備についても同様とする。
- 3 地方公共団体が P F I 事業で整備された施設を買収する事業の補助対象事業費は、別表第 1 の第 4 欄に掲げる施設を補助事業者が買収するために必要な費用 (施設の維持・管理费用及び金利分を除く。) とする。

(交付額の算定方法)

- 第 5 この補助金の交付額は、補助対象事業費と当該事業に要する総事業費から、寄付金その他の収入額 (給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。) を控除した額を比較していずれか少ない方の額 (以下「国庫補助基本額」という。) に、別表第 1 に掲げる区分ごとに、補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、生物処理、オゾン処理及び活性炭処

理（粉末活性炭処理を除く。）を用いる高度浄水施設に係る補助金の交付額は、別添 1 により算出した基準事業費と、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額（給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。）を控除した額を比較していずれか少ない方の額に、別表第 1 に掲げる率を乗じて得た額とする。

なお、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、その端数は切捨てるものとする。

（交付の条件）

第 6 この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

1 事業計画の変更

(1) 補助金の交付の対象となった補助対象事業の計画について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 事業の内容の変更であって、主要な構造物（取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設（管きよを除く。）をいう。）について、次の事項を変更しようとする場合

(ア) 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの

(イ) 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの

(ウ) 規模の変更で補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの

イ 管きよ（構造物の附帯設備である管きよを除く。）にあっては、導水管、送水管又は配水管ごとにそれぞれの施工延長の 30% 以上の増減が生じた場合

ウ 事業に要する経費の配分変更であって、次の事項を変更しようとする場合

(ア) 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の 30% を超える変更をしようとする場合

(イ) 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、

営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合

- (2) (1)により承認を受けようとするときは、別紙様式1により事業計画変更承認申請書又は経費の配分変更承認申請書を作成し、変更の理由書を添付して厚生労働大臣に提出するものとする。

2 工期の変更等

次に掲げる場合に該当するときは、速やかに別紙様式5により厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。なお、(1)の場合は当該年度の2月20日までに報告しなければならない。ただし、翌年度に繰り越した事業は、(1)の場合、若しくは1の事業計画の変更があった場合に限る。

- (1) 補助対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合
- (2) 補助対象事業が、当該補助金の交付の決定の内容となった補助対象事業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより補助金の一部が不用となる場合
- (3) 補助対象事業が災害を受けた場合
- (4) 工事竣工期日が30日以上遅延する場合

3 事業の中止又は廃止

補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別紙様式5による報告書に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付してこれを厚生労働大臣に速やかに提出し、その承認を受けなければならない。

4 状況報告

厚生労働大臣は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。

5 財産処分の制限

- (1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執

行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (2) 厚生労働大臣の承認を受けて(1)の財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

6 財産の管理及び運営

補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

7 事業の経理

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式7による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規程により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

8 契約時の措置

工事契約締結の際は「一括下請負の禁止」について条件を付すものとする。
(申請手続)

第7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
 - (1) 別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これを審査し、とり

まとめのうえ、別紙様式2に關係書類を添えて、毎年度別に定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

2 1以外の事業

別紙様式1による申請書に關係書類を添えて、毎年度別に定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- 3 補助事業者は、1又は2の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（変更申請手続）

- 第8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付（一部取消）申請等を行う場合には、変更理由書を添付して、第7に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

（補助金の概算払い）

- 第9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

（交付決定の通知）

- 第10 都道府県知事は、第7の1に係る国庫補助金について厚生労働大臣の交付決定通知又は変更交付決定通知があったときは、補助事業者に対し別紙様式3又は別紙様式4により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 第11 都道府県は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1ヶ月以内に国に提出するものとし、国は、交付申請書が到達した日から起算して原

則として２ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。

（実績報告）

第12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

（1） 交付額の確定を都道府県が行う場合

ア 当該年度の事業が完了したときは別紙様式８による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日（第６の３により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１ヶ月を経過した日。以下同じ）までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、都道府県知事が定める日までに別紙様式９による年度終了実績報告書を都道府県知事に提出するものとする。

（2） 交付額の確定を厚生労働大臣が行う場合

ア 当該年度の事業が完了したときは別紙様式８による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日（第６の３により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１ヶ月を経過した日。以下同じ）までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、都道府県知事が定める日までに別紙様式９による年度終了実績報告書を都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、（2）のアの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式10に関係書類を添えて、毎年度４月10日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、別紙様式９による年度終了実績報告書については、４月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

2 1以外の事業

当該年度の事業が完了したときは、別紙様式８による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了した日から起算して１ヶ月を経過した日又は翌

年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに別紙様式 9 による年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

- 3 補助事業者は、第 7 の 3 ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

第13 都道府県知事は、第12の 1 の(1)に係る国庫補助金について事業実績報告書の内容を審査の上、交付額の確定を行い、補助事業者に対し別紙様式11により速やかに確定の通知を行うものとする。また、第12の 1 の(2)に係る国庫補助金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、補助事業者に対し別紙様式12により速やかに確定の通知をするものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14 補助事業者は、第 7 の 3 ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額（第12の 3 の規定により減額した場合は、その金額が、減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式 6 により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、1 の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずる。

（その他）

第15 特別の事情により第 3、第 4、第 5、第 7、第 8、第10、第12及び第13に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表第 1

1 区 分		2 国庫補助採択基準	3 補助率	4 国庫補助対象施設	備 考
水道水源 開発施設 整備費	水道水源 開発施設 整備費	次のいずれかに該当する事業であること。 1 水道事業 (1) 資本単価が90円／m ³ 以上であること。 ただし、昭和59年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たない事業については、「原水単価」が6円／m ³ 以上であり、かつ、「旧資本単価」が20円／m ³ 以上であること。また、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が130円／m ³ 以上であり、かつ、資本単価が60円／m ³ 以上であること。 また、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、資本単価が70円／m ³ 以上であること。 (2) 平成21年度以前に採択された事業であって、資本単価が140円／m ³ 以上であること。 ただし、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が190円／m ³ 以上であり、かつ、資本単価が120円／m ³ 以上であること。	1／3	水道の水源の開発の用に供する次に掲げる施設とする。 1 ダム、堰、水路 2 海水淡水化施設（海水又はかん水を淡水化する施設） (1) 逆浸透膜方式施設 原水設備、調整設備、（薬品注入設備を含む。）、逆浸透設備、放流設備、電気・機械及び計装設備 (2) 電気透析方式施設 原水設備、調整設備（薬品注入設備を含む。）、電気透析設備、放流設備、電気・機械及び計装設備 (3) その他厚生労働大臣が認めた方式による施設	
		2 水道用水供給事業 (1) 資本単価が70円／m ³ 以上であること。 ただし、昭和59年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たない事業については、「原水単価」が6円／m ³ 以上であり、かつ、「旧資本単価」が8円／m ³ 以上であること。また、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が65円／m ³ 以上であり、かつ、資本単価が40円／m ³ 以上であること。 また、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、資本単価が50円／m ³ 以上であること。 (2) 平成21年度以前に採択された事業であって、資本単価が100円／m ³ 以上であること。 ただし、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が100円／m ³ 以上であり、かつ、資本単価が80円／m ³ 以上であること。	1／3 1／2	3 1又は2の施設と密接な関連を有する施設	
		3 渇水に対応するため、海水淡水化施設を緊急に整備する事業であって、次の(1)又は(2)に該当するものについては、1、2によらず、水道事業で資本単価が35円／m ³ 以上であること。又は、水道用水供給事業で資本単価が25円／m ³ 以上であること。 (1) 過去5年間に於いて、1日12時間以上の断水を1ヶ月以上実施したことがある水道	1／2		

		事業者であり、かつ、次のいずれかに該当するものが海水淡水化施設を整備する事業であること。 ア 水源をダムの開発計画に依存しているが、ダム建設の遅延により、当面の水需給が著しくひっ迫し、早急に水源開発が必要な水道事業者。 イ 流域外のダムに対する水源の依頼度が高く、取水制限を受けると水需給が著しくひっ迫するため、早急に水源開発が必要な水道事業者。 ウ 地形上大規模な水源開発が困難な地域で、地下水の依存度が高く、渇水時に水需給が著しくひっ迫するため、早急に水源開発が必要な水道事業者。 (2) (1)に該当する水道事業者に用水供給を行っている水道用水供給事業者が海水淡水化施設を整備する事業であること。			
	遠距離導水等施設整備費	次のいずれにも該当する事業であること。 1 水路の延長が7km以上のもの 2 水道水源開発施設整備費の国庫補助対象事業と一体のもの	当該事業が水道水源開発施設整備費の2欄に掲げる1の(1)、2の(1)に係るものである場合1/3、同1の(2)、2の(2)、3に係るものである場合1/2	1 次に掲げる施設とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 2 1に掲げる施設には、水道広域化施設整備費の国庫補助対象となる施設を含まないものとする。	
高度浄水施設等整備費	高度浄水施設等整備費	次のいずれにも該当する事業であること。 1 高度浄水施設等の整備が特に必要であると認められる次の(1)に掲げる河川、湖沼等から取水する原水調整池若しくは浄水場に設置される施設、又は、湖沼等に設置される貯水池水質改善装置であって、かつ、(2)～(5)のいずれかに該当するものであること。 (1) 対象となる河川、湖沼等 ア 環境基本法第17条第1項に規定する地域内の河川、湖沼等 イ 水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定地域及び同法第14条の8に規定する生活排水対策重点地域内の河川、湖沼等 ウ 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する区域内の河川、湖沼等 エ 環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に係るものに限る。）の設定されている水域であって当該環境基準が達成されていない水域 オ 湖沼水質保全特別措置法第3条第1項に規定する指定湖沼	1/4（ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては1/3）	1 次に掲げる施設とする。 (1) 高度浄水施設整備事業 ①生物処理施設 生物処理槽、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ②オゾン処理施設 オゾン接触槽、オゾン発生機、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ③活性炭処理施設 ア 粉末活性炭処理施設 粉末活性炭投入用施設、自動攪拌装置付溶解槽、自動注入装置、活性炭接触池、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 イ 粒状活性炭処理施設 活性炭吸着槽、電気・機械設備、粒状活性炭貯槽設備、粒状活性炭再生設備、各種配管・計装設備 ④ストリッピング処理施設（揮散処理）	

	カ クリプトスポリジウム等の病原性原虫が検出された又は検出されるおそれがある河川、湖沼等 キ トリクロロエチレン等の有機化学物質により、汚染された地下水 ク その他高度浄水施設を整備する必要性がア～オの地域と同等以上と厚生労働大臣が認める地域内の河川、湖沼等 (2) 水道水における異臭味障害等の内容、程度が著しいこと及びそのおそれのあること。 (3) 水源水質について、「水質基準に関する省令」(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)に定める色度、臭気、過マンガン酸カリウム消費量等有機性汚濁に関する項目のいずれか又はマンガン(表流水に係るものに限る。)が基準値を超えていること。 また、離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等(硬度)が高く日常生活に支障が生じるおそれがあること。 (4) 水源水質について、トリハロメタン等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている。又は超えるおそれがあること。 (5) クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設、紫外線処理施設又は代替水源施設を整備する場合においては、水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等(し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設)が存在し、それらが検出されるおそれがあること。ただし、紫外線処理施設のみを整備する浄水場にあつては、地表水以外の水を水道の原水としていること。	充填塔、電気・機械設備、排出ガス吸着装置、各種配管及び計装設備 ⑤酸化処理施設(原水中に溶解しているマンガン又はヒ素を酸化処理によって除去するための処理施設) 酸化設備、沈澱ろ過設備(酸化処理に伴って必要となるものに限る。)、次亜塩素酸ナトリウム等酸化剤の貯槽設備・注入装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ⑥電気透析処理施設(原水中に溶解している臭素イオンを電気透析により除去する施設) 調整設備(薬品注入設備を含む。)、電気透析設備、放流設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ⑦膜ろ過施設 調整設備(薬品注入設備を含む。)、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ⑧紫外線処理施設 調整設備(薬品注入設備を含む。)、紫外線照射槽、紫外線照射装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ⑨原水調整池(水道原水の水質変動を吸収するための必要最小限の調整池) 原水調整池、導水管(原水調整池の整備に伴って必要となる最小限のものに限る。)、電気・計装・機械設備 ⑩従来の浄水処理のレベルアップのために必要なろ過施設 ア 急速ろ過施設(消毒のみ又は緩速ろ過の方式の浄水施設を更新する場合であつて、急速ろ過の方式による浄水処理を行うために必要な施設) 凝集池、薬品沈澱池、急速ろ過池、凝集用薬品注入設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 イ 膜ろ過施設 調整設備(薬品注入設備を含む。)、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ⑪貯水池水質改善施設 水質改善装置の整備のための空気揚水筒、コンプレッサー、電気設備、その他関連設備 ⑫離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等(硬度)が高く日常生活に支障が生じるおそれがある場合にその硬度低減
--	---	--

	(3) 代替水源施設を整備する場合には、ろ過施設を整備する場合と費用比較して安価に整備できること。 (4) 水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあつては、水道用水供給事業者から受水ができない区域に給水するための施設の整備であること。ただし、平成25年度以前に採択された事業を除く。 (5) 既設の浄水施設であつて、新たに覆盖するものであること。 3 (1) 水道事業については、資本単価が90円／m^3以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円／m^3以上であること。 (2) 水道用水供給事業については、資本単価が70円／m^3以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、50円／m^3以上であること。 上記1、2の基準を満たすクリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するための事業であつて、3の基準に満たない事業、又は、平成21年度以前に採択された事業であること。	1 / 4	のために必要な施設 ⑬①～⑬に掲げる処理施設と同等の浄水性能を得るために必要な施設 (2) 水道原水水質改善事業 高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であつて、次に掲げるもの ①水道原水バイパス管 水質が良好な河川水を上流から取水するためのバイパス管、ポンプ、その他原水水質の改善に必要な施設 ②取排水系統再編に係る上流取水のための施設 取水門、取水堰、取水塔、取水ポンプ、その他取水に必要な施設、導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 ③伏流水取水施設 集水埋きよ、取水ポンプ、導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他取水・導水に必要な施設 ④①～③と同等の機能を有するものと認められる水道原水水質改善施設 (3) 代替水源施設整備事業 クリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な次に掲げる施設 ①取水施設、導水管、導水ポンプ、浄水施設（消毒設備に限る。）、送配水管、送配水ポンプ、配水池等取水、導水、浄水、送水及び配水に必要な施設 ②①と同等の機能を有するものと認められる代替水源施設 (4) 浄水施設覆盖整備事業 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第12条第1項の規定により指定された降灰防除区域内に存する浄水施設の覆盖 (5) (1)から(3)に掲げる施設と密接な関連を有する施設 2 1に掲げる施設には、水道水源開発施設整備費の国庫補助対象となる施設を含まないものとする。
--	--	-------	--

(注1) 「用水単価」とは、水道水源開発施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の減価償却費と支払利息の合計額（以下「資本費」という。）及び当該事業の20年間の経営に要する費用の額（以下「経営費」という。）を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次の算出式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{(注)} \\ \text{減価償却費} + \text{支払利息} + \text{経営費}}$$

総有収水量
(注) 水道用水供給事業から受水する水道事業にあつては、当該水道用水供給事業に対して支払う受水費用を含むこと。

(注2) 「原水単価」とは、水道水源開発施設の新築又は改築及び管理に要する費用の額を当該水道水源開発施設を利用して得られる水道用水の有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{建設費} \times \{ (1 + 0.4 \times \text{利子率} \times \text{工期}) \times (\text{減価償却率} + \text{利子率}) + \text{管理費率} \}}{\text{(新規の水道水源開発施設による) 年間有収水量}}$$

(注3) 「旧資本単価」とは、当該水道水源開発施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る15年間の支払利息と、減価償却費又は起債の元金償還金のいずれか大きい方の額の合計額を15年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次に定める式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{(支払利息)} + \text{(減価償却費又は元金償還金のうち大きい方の額)}}{\text{有収水量}}$$

(注4) 第5の「別表第1に掲げる率」は第3欄の補助率をいう。

別添 1

高度浄水施設等整備費に係る基準事業費

基準事業費は、次に示す処理方式別基準単価及び基準事業費算定方式に基づいて、別表「基準事業費算定明細書」を用いて算出する。

〔処理方式別基準単価〕

区 分		処理能力（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）			
		～10,000以下	10,000超～ 30,000以下	30,000超～ 100,000以下	100,000超～
処 理 方 式	活 性 炭 処 理	円 59,000	円 35,000	円 17,000	円 15,600
	オ ゾ ン 処 理 活 性 炭 処 理	70,000	41,000	23,000	21,600
	生 物 処 理	29,000	18,000	15,000	15,000
	オ ゾ ン 処 理 活 性 炭 処 理 生 物 処 理	99,000	59,000	38,000	36,600

〔基準事業費算定方式〕

処理方式の区分に応じて、補助対象施設の処理能力値（計画浄水量）にそれぞれ該当する処理能力区分ごとの基準単価を乗じて得た額の合計額に補助年度の実施率（注）を乗じた額を基準事業費とする。

$$\text{（注）実施率} = \frac{\text{補助年度事業費}}{\text{全体事業費（事業開始から完了までの事業費総額）}}$$

※小数点以下第4位四捨五入

※事業費は、総事業費から寄附金その他の収入額又は単独事業費を控除した額とする。

（算定例）

施設処理能力 112,500 $\text{m}^3/\text{日}$ でオゾン、活性炭処理の場合

$$\{(10,000\text{m}^3/\text{日} \times 70,000\text{円}) + (20,000\text{m}^3/\text{日} \times 41,000\text{円}) + (70,000\text{m}^3/\text{日} \times 23,000\text{円}) + (12,500\text{m}^3/\text{日} \times 21,600\text{円})\} \times 0.213(\text{実施率}) = 724,200\text{千円}$$

$$\text{実施率} = 1,138,000\text{千円} \div 5,350,000\text{千円} = 0.213$$

$$(\text{補助年度事業費}) \quad (\text{全体事業費})$$

別 表

基準事業費算定明細書

補助事業者名		処 理 方 式	活性炭・オゾン・生物
浄 水 場 名		公称施設能力	m ³ /日
工 期		計 画 浄 水 量	m ³ /日
算定内訳			
処理能力区分(a)	基準単価(b)		基準事業費(a×b)
ア ～10,000以下 m ³ /日	円		千円
イ 10,000超～30,000以下 m ³ /日	円		千円
ウ 30,000超～100,000以下 m ³ /日	円		千円
エ 100,000超～ m ³ /日	円		千円
オ 合計(ア～エ) m ³ /日	—		(A)(千円未満四捨五入) 千円
実施率 年度事業費 全体事業費 (B)(小数点以下第4位四捨五入) (千円)÷(千円)=()			
基準事業費 (千円未満切捨て) (A)(千円)×(B)(千円)= 千円			
補助実績(見込み)			
年 度 区 分	各年度事業費	全 体 事 業 費	実 施 率 国庫補助額
	千円	千円	千円
合 計			

(注) 1. 処理方式欄は、該当する処理方式に○印を附す。

2. 実施率欄の合計は、事業完了年度に原則として「1.000」になる。

別表第2

費 目	種 目	細 分	算 定 方 法	説 明
工事費	1 本工事費	材料費	直接工事費のうち、材料費については、別に定める主要資材単価表を標準とすること。	「本工事費」とは、当該施設の工事を施工するのに直接に要する費用であって、直接工事費、間接工事費及び一般管理費をいう。
		労務費	直接工事費のうち、労務費については別に定める職種別賃金日額表及び工事設計歩掛表の標準単価を標準とすること。	
		直接経費	直接工事費のうち、直接経費については、特許使用料、水道光熱電力料（工事施工に直接必要とする分）、機械器具損料の合計額を計上すること。このうち、機械器具損料については、別に定める機械損料表によること。	
		共通仮設費	間接工事費のうち、共通仮設費については、工事の施工に必要な接械器具等の運搬、移動に要する費用、準備、跡片付け、整地等に要する費用、機械設備の設置・撤去、用水、電力等の供給施設の設置、撤去及び仮道布設、現場補修等に要する費用、仮設工事、事業損失防止施設、材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力、用水等の基本料金に要する費用、技術管理に要する費用、現場事務所、労務者宿舍及び材料置場等の営繕に要する費用、労務者輸送に関する費用、交通の管理、安全施設等に要する費用並びに環境対策等に要する費用をいう。 また、共通仮設費は、毎年度、厚生労働省健康局長通知で示す「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」（以下「歩掛表」という。）に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得られた額に積上げ計算による額を加算して算出するものとする。なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	
		現場管理費	現場管理費については、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代、家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信通搬費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	一般管理費は、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	
	2 附帯工事費		附帯工事費は、本工事費の算定基準に準じて算定する。	「附帯工事費」とは、本工事に附帯して施工することが必要な工事に要する費用をいう。

3	用地費及び補償費	用地取得費 用地使用費 補償費	用地費及び補償費については、適正な実支出額とする。	「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得または貸借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は貸借した土地に既存する建物、立木その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。
4	調査費		調査費については、適正な実支出額（用地費及び補償費、工事雑費、事務費等に計上すべき費用を除く。）とする。	「調査費」とは、当該施設、管路等の設計及びそれに必要な地形測量、地質調査、土質調査、水質試験、水文調査、管路更新調査並びに工事を実施するために必要な測量試験等に要する費用をいう。
5	機械器具費		機械器具費については、適正な実支出額とする。	「機械器具費」とは、工事を直営で施工する場合に、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並びに据付、撤去、及び修理、製作に要する費用をいう。 なお、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められる場合には当該機械器具等に要する費用を計上することができる。
6	営繕費		営繕費については直営施工に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (1) 合計額が 1,000万円以下の場合 5. 0% (2) 合計額が 1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 4. 0% (3) 合計額が 3,000万円をこえ10,000万円以下の場合 3. 0% (4) 合計額が10,000万円をこえる場合 2. 0%	「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。 なお、請負施工に係る大規模工事又は工事現場が遠隔地等により補助事業者が請負工事の施工を監督するための現場事務所、見張所等の設置が特に必要と認められる場合に限り、これらに要する費用及び借料等について適正な実支出額を計上することができる。
7	工事雑費		工事雑費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計に直接施工のものにあっては4. 0%請負施工のものにあっては1. 5%を乗じて得た額の合計額の範囲内の額とする。	「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、貸金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費、雑役務費、連絡旅費及び工程の関係ある職員の給与（退職手当を除く。）並びにこの費目から貸金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等その他に要する費用をいう。

事務費	事務費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 <table><tr><td>(1) 合計額が1,000万円以下の場合</td><td>5. 5%</td></tr><tr><td>(2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合</td><td>3. 5%</td></tr><tr><td>(3) 合計額が3,000万円をこえ3億円以下の場合</td><td>2. 5%</td></tr><tr><td>(4) 合計額が3億円をこえ20億円以下の場合</td><td>2. 0%</td></tr><tr><td>(5) 合計額が20億円をこえる場合</td><td>1. 5%</td></tr></table>	(1) 合計額が1,000万円以下の場合	5. 5%	(2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合	3. 5%	(3) 合計額が3,000万円をこえ3億円以下の場合	2. 5%	(4) 合計額が3億円をこえ20億円以下の場合	2. 0%	(5) 合計額が20億円をこえる場合	1. 5%	「事務費」とは、補助事業者が事業施行のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。 ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。
(1) 合計額が1,000万円以下の場合	5. 5%											
(2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合	3. 5%											
(3) 合計額が3,000万円をこえ3億円以下の場合	2. 5%											
(4) 合計額が3億円をこえ20億円以下の場合	2. 0%											
(5) 合計額が20億円をこえる場合	1. 5%											